

(とんぼりリバーウォーク)  
道頓堀川遊歩道での広告利用に伴う  
広告事業者募集要項

平成24年4月

とんぼりリバーウォーク事務所

南海電気鉄道株式会社

TEL 06-6644-7565

FAX 06-6644-7566

## 目 次

1. 概要	P-3
2. 募集にあたっての基本事項	P-3
3. 募集内容	P-4
(1) 広告事業者の対象	P-4
(2) 使用の制限	P-4
①使用場所に係る制限	
②使用期間に係る制限	
③施設の設置に係る制限	P-5
(3) 広告内容に係る制限	P-6
(4) 広告事業者の責務	P-7
①河川空間の適正管理	
②中止若しくは自粛の措置	P-8
(5) その他の留意事項	P-8
4. 申請書の受付	P-8
5. 契約等に関する事項	P-9
6. お問い合わせ先	P-10
7. 募集開始から利用までの流れ	P-11
 (図面)	
別図-1 道頓堀川遊歩道【戎橋～太左衛門橋間】広告設置可能範囲	P-12
別図-2 道頓堀川遊歩道【戎橋～太左衛門橋間】電源BOX配置図	P-13
 (様式)	
様式1号 とんぼりリバーウォークでの広告利用における質問書	P-14
様式2号 広告利用申込書	P-15

## 道頓堀川遊歩道(とんぼりリバーウォーク)での広告利用に伴う 広告事業者の募集要項

### 1. 概要

道頓堀川遊歩道(とんぼりリバーウォーク)において、河川敷地内での広告利用(1ヶ月間)を行う事業者を募集いたします。

道頓堀川遊歩道では、平成22年3月から5月にかけて、全国で初めて河川敷地内での広告事業を実施いたしました。今後も、水辺空間のもつ美観・景観・賑わいを活かしながら、「水の都大阪再生」を目指すため、このような取組みを継続していきます。

とんぼりリバーウォーク事務所では、道頓堀川における賑わいづくりの取組みにおいて、遊歩道スペースの広告利用を行う広告事業者の募集、調整を行い、河川占用など実施に必要な手続き等を行います。

道頓堀川の水辺空間の特徴を活かした様々な形の広告の企画・アイデアを募集いたしますので、お問い合わせについては当事務所までご連絡ください。

### 2. 募集にあたっての基本事項

- (1) 広告実施期間：1ヶ月間(連続して2ヶ月以上の利用はできません。)ただし、広告物の設置および撤去に要する日も含みます。また、7月～8月は除きます。
- (2) 広告利用場所：道頓堀川遊歩道(とんぼりリバーウォーク) 戎橋～太左衛門橋間(別図-1参照)ただし、次の箇所は除くほか各制限事項を遵守すること。
  - ・ イベントスペース
  - ・ スロープ
  - ・ 船着場
  - ・ 遊歩道上段の官民境界側2m(境界部のパネルを含む)
- (3) 広告総表示面積；片岸当り300㎡以下とする。
- (4) 利用料金：¥1,312,500(両岸) ¥682,500(片岸) <消費税含む>(1ヶ月未満の利用であっても、料金は変わりません。)
- (5) 事業者選定方法：随時、先着順で受付いたします。

受付時に1ヶ月間の実施期間の仮予約をしていただきます。  
なお、同区間におけるイベント開催との各種調整を行う必要があるため、正式契約については、原則として現地着手予定日の1ヶ月前となりますので、ご了承ください。

### 3. 募集内容

#### (1) 広告事業者の対象

- ①本募集要項に記載する利用条件を遵守するために、必要な措置を講じることができる団体等といたします。(以下「事業者」という。)個人でのご利用はできません。
- ②広告利用をするにあたり、河川管理者が事業者に対し付す条件を厳守するために、必要な措置を講じることができる事業者といたします。
- ③雑踏を招く恐れのある場合、通行路の確保や緊急時の対応について安全対策等が十分に実施できる事業者といたします。
- ④設置する構造物(工作物等)に対し、河川管理施設に与える影響やその他の要因について対策が十分に実施できる事業者といたします。
- ⑤実施内容について施設設置図、緊急体制、雑踏対策、安全管理、その他関係法令に基づく許可書などの資料の提出、警察・周辺地元等の関係先への周知徹底ができる事業者といたします。

#### (2) 使用の制限

道頓堀川遊歩道は公共空間であり、水辺空間のもつ美観・景観・賑わいを活かしながら広告事業を実施するという趣旨から、以下の制限事項について遵守してください。

##### ① 使用場所に係る制限

###### (a) 設置可能範囲

- ・戒橋～太左衛門橋間のうち、別図-1の広告物設置範囲内といたします。

###### (b) 留意事項

- ・イベント予定およびその内容に応じて、広告設置場所に配慮してください。また、イベント主催者との調整が必要な場合は、協議に応じていただきます。
- ・川側に客席を設けている飲食店等の店舗前面での広告物設置を避けるなど、沿川建物の店舗利用状況に応じて、広告設置場所に配慮してください。また、沿川店舗との調整が必要な場合は、協議に応じていただきます。

##### ② 使用期間に係る制限

一契約において、遊歩道の使用期間は最大1ヶ月といたします。ただし、施設の設置及び撤去など、現地における作業期間も含まれます。

なお、7月～8月の期間は、夏祭りイベントなど道頓堀川の水辺空間が地域振興に活用されるため、広告事業は実施いたしません。

また、連続して2ヶ月間以上使用することはできません。

### ③施設の設置に係る制限

- (a) 広告総表示面積について
- ・片岸あたりの遊歩道における広告総表示面積は 300 m<sup>2</sup>以下といたします。
- (b) 広告物設置場所について
- (ア) 片岸ごとの使用は可能です。
- (イ) 上段遊歩道の民地側に設置されたパネル(茶色 H=2m) (以下「目隠しパネル」という。) 側に歩行者通行帯として有効幅員 2mを確保してください。
- (ウ) イベントスペース、各スロープ部および船着場周辺での広告物設置は不可といたします。
- (エ) 転落防止柵に横断幕を設置する場合、以下の事項を遵守してください。
- ・ イベントスペース、各スロープ部、船着場周辺、切欠き部周辺および上段遊歩道を除く区間については原則として設置は可能です。ただし、バナーポール基礎、照明器具、浮輪設置部、電源ボックス部にかかる部分は覆わないでください。
  - ・ 1枚の横断幕の幅は3スパン(支柱間)までとし、連続して設置する場合は、二つの横断幕の間に1スパン以上の間隔をあけるものといたします。
- (c) 広告(工作物含む)設置物の内容について
- ・ 大阪市屋外広告物条例における簡易広告物(アドバルーン、広告幕、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)は不可といたします。
  - ・ 喫煙スペース(灰皿を含む)は不可といたします。
  - ・ ゴミ箱等の日常管理が必要となる設置物は、維持管理計画が十分に考慮されたものに限ります。
  - ・ 音響設備(スピーカー)を使用する場合は、音が拡散しない指向性のものに限定し、使用時間は10時から22時までといたします。また、周辺環境に配慮した音量でお願いいたします。
- (d) 広告設置物の大きさ、構造等について
- ・ 工作物を設置する場合は、不燃性かつ転倒・飛散等のおそれがないものといたします。
  - ・ 景観上の観点から、目隠しパネルの高さを超える連続した工作物の設置は不可といたします。
- (e) 広告物の設置に際しては、河川管理施設が損傷する恐れのないよう、施設保護のために必要な措置を講じるとともに、使用期間終了後、直ちに原形に復旧し、当事務所職員と立会し確認を受けてください。
- (f) 照明施設は、広告利用における照度の確保に限定し、防火等、安全対策がとられたものといたします。電源利用の際は、電源BOX配置図(別図-2)をご参照ください。

- (g) 広告物の設置に際しては、遊歩道利用者および船舶等の通行を妨げないものいたします。
- (h) 火気の使用はできません。
- (i) 各法令等を遵守してください。(河川法、大阪市屋外広告物条例、大阪市広告掲載要項等)
- (j) 宗右衛門町地区地区計画の内容を遵守したものといたします。

### (3) 広告内容に係る制限

#### ① 広告物の内容について

公共空間で掲出するものとしてふさわしい品位を持ったものとし、次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載は認められません。

- ・ 法令等に違反するもの
- ・ 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- ・ 人権侵害となるもの
- ・ 政治性のあるもの
- ・ 宗教性のあるもの
- ・ 社会問題についての主義主張
- ・ 個人または法人の名刺広告
- ・ 良好な景観または風致を害するもの
- ・ 当該広告事業の内容を、市が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- ・ 公衆に不快の念または危害を与えるもの
- ・ 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- ・ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- ・ 消費者被害の未然予防および拡大防止の観点から適切でないもの
- ・ 青少年保護および健全育成の観点から適切でないもの
- ・ その他、広告掲載を行う広告として不相当であると認めるもの

#### ② 規制業種または事業者について

次の各号に定める業種または事業者の広告掲載については、承認はできません。

- ・ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号)で、風俗営業と規定される業種およびそれに類似する業種
- ・ 消費者金融
- ・ 商品先物取引に関するもの
- ・ たばこ
- ・ ギャンブルにかかるもの
- ・ 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- ・ 民事再生法および会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- ・ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

- ・ 特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)に規定する訪問販売、通信販売および電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引。ただし、特定商取引法第 30 条に規定する「通信販売協会」に加盟している者は除く。
- ・ 結婚相談所または交際紹介業
- ・ 探偵事務所、興信所等の調査会社
- ・ いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
- ・ 公共機関または行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている企業等
- ・ 市税を滞納している事業者

### ③ 広告の掲載基準について

次の各号のいずれかに該当する広告の掲載はできません。なお、広告を掲載中であっても、該当するに至った場合は同様といたします。

- ・ 差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- ・ 法律で禁止されている商品、無認可商品および粗悪品などの不適切な商品またはサービスを提供するもの
- ・ 他をひぼう、中傷または排斥するもの
- ・ 公の選挙または投票の事前運動に該当するもの
- ・ 非科学的または迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ・ 国内世論が大きく分かれているもの
- ・ 社員等の人材募集を主たる内容とするもの
- ・ その他、不相当と認めるもの

## (4) 広告事業者の責務

### ① 河川空間の適正管理

- ・ 広告物の設置にあたっては、水辺空間としての美観・景観に十分配慮することとし、使用期間中は、安全の確保に努め周辺の清掃を実施し常に良好な状態に保ってください。
- ・ 遊歩道およびその周辺において、歩行者通行に対する安全対策が必要であると判断される広告利用は、事業者において整理員等を配置し安全対策を講じてください。
- ・ 広告利用期間中は、緊急時における連絡、動員体制を整えてください。
- ・ 広告物に起因した事故、苦情等が発生しないよう万全を期してください。万一、事故、苦情等が発生した場合は速やかに当事務所に報告するとともに、事業者の責任において全て解決をしていただきます。

## ②中止もしくは自粛の措置

(a)河川管理者または当事務所は、広告利用期間中において次の場合に該当した時は、中止および計画の変更命令を出す場合があります。その際には事業者は、その指示に従っていただくことになります。

- ・河川管理上および公益上、支障をきたすと判断した場合
- ・条件違反および利用内容の虚偽が判明した場合
- ・大阪市内に暴風の警報が発令され、もしくはその恐れがある場合

(b)上記(a)の措置に伴い事業者が損害を受けた場合、河川管理者および当事務所は如何なる責任も負いません。

## (5)その他の留意事項

### ①広告に伴うイベント実施について

広告利用においてオープニングセレモニー、商品サンプリングおよび物販行為等のイベント実施を行う場合は、「とんぼりリバーウォーク利用のご案内：遊歩道スペース利用編」において別途イベント利用の申込を行ってください。これに伴う利用料金は別途必要となります。(ホームページ参照 <http://www.tonbori.jp/>)

### ②イベントとの関連について

イベントスペースでのイベント実施者がイベントスペースを拡大してイベント利用を希望した場合は、事業者はイベント実施者との調整に応じていただきます。

③事業者は、大阪市および当事務所が実施する水の都大阪再生にかかる資料等のため、各種調査にご理解並びにご協力をお願いいたします。

## 4. 申請書の受付

### (1) 申請期間について

- ・実施の1ヶ月前を申請締切日といたします。  
午前9時から午後5時50分まで  
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日および12月30日から1月3日は除きます。
- ・内容により審査に日数を要する場合がありますので、原則として新規の申請受付は上記の申請締切日の3日前までといたしますので、ご了承ください。

### (2) 提出物について

- ①広告利用申込書(様式2号)
- ②企画書(様式は自由とする。ただし、次の項目は必須条件といたします。)
  - ・設置物の内容(広告表示内容、工作物の形状・寸法など)
  - ・広告物配置計画
  - ・維持管理計画
  - ・スケジュール

(3) 申請方法について

当事務所まで申請書を持参のうえ申請をしてください。

なお、申請内容を審査した後に受理いたしますので、ご了承ください。

(4) その他

- ・提出物の内容について審査を行い、(3. 募集内容)の記載事項に抵触するものがあつた場合は、受理できないため、修正をお願いすることがあります。
- ・申請の手続きにかかる一切の経費は、提案者の負担となります。
- ・提出された書類の返却はできませんので、ご了承ください。
- ・提出書類で虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効といたします。
- ・提出物受理後の変更は認められませんので、ご注意ください。

## 5. 契約等に関する事項

(1) 利用契約について

①抽選により決定した事業者は、指示した日時までに利用契約の締結をしてください。

②契約の解除

利用契約締結後であっても、次の場合は契約を解除いたします。

- ・提出書類に虚偽の記載があつた場合
- ・広告事業者に重大な瑕疵がある場合
- ・利用実施の意思が認められない場合、または実施能力がないと判断される場合

(2) 利用料金について

- ・利用料金は、当事務所が指定する期日までに指定口座へお振込みをお願いいたします。(振込み手数料は、事業者においてご負担ください。)
- ・電気を使用する場合は、使用機器一覧を作成し使用電力量を予め報告してください。
- ・大阪市屋外広告物条例に基づく手続き費用は、事業者においてご負担ください。(事業者は、大阪市屋外広告物条例に基づく手続きを別途行ってください。)

(3) 利用料金の返還について

- ・既納された利用料金は、利用開始前の不可抗力による利用中止の場合を除き原則返還はできません。

## 6. お問い合わせ先

〒542-8503 大阪市中央区難波5-1-60

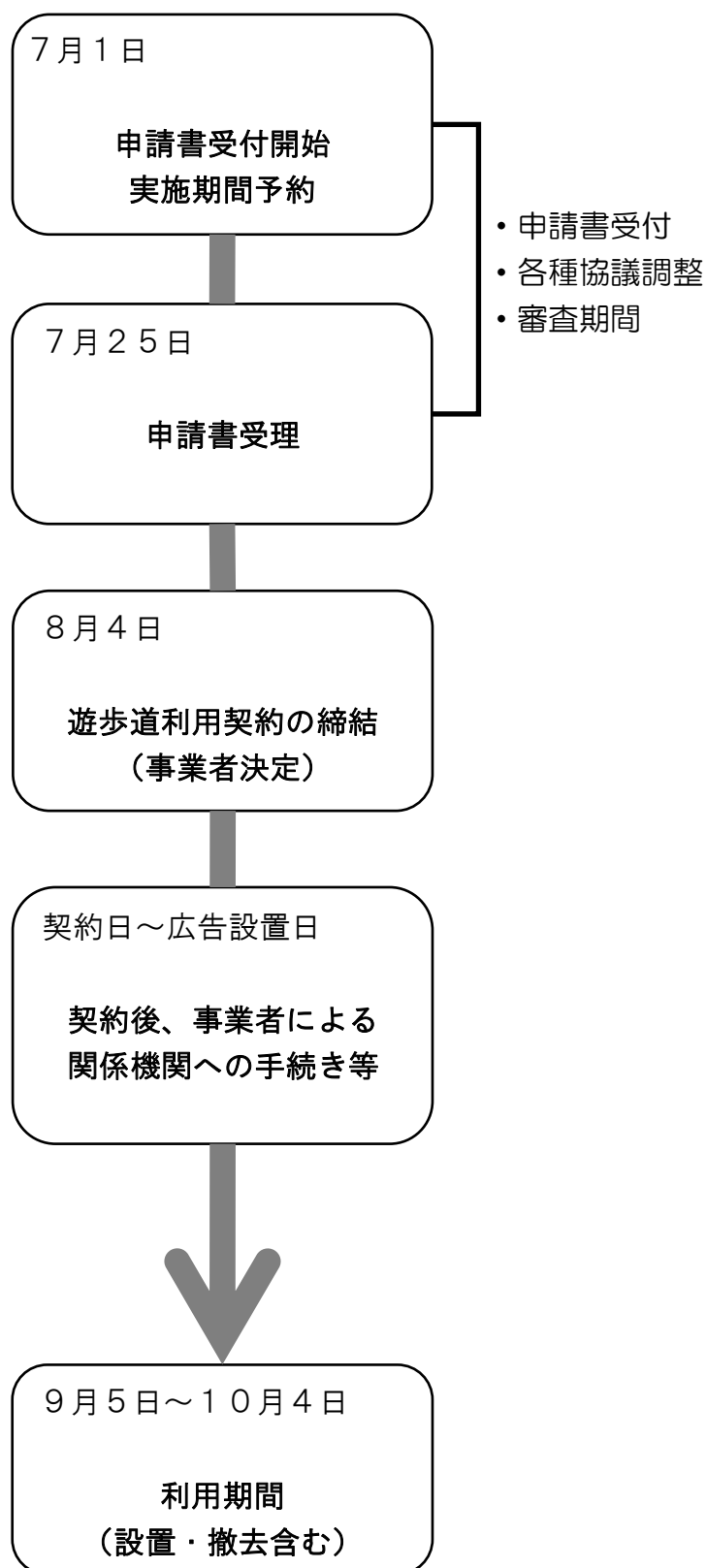
とんぼりリバーウォーク事務所「南海電気鉄道株式会社 本社ビル内」

TEL 06-6644-7565 FAX 06-6644-7566

受付時間 午前9時から午後5時50分まで

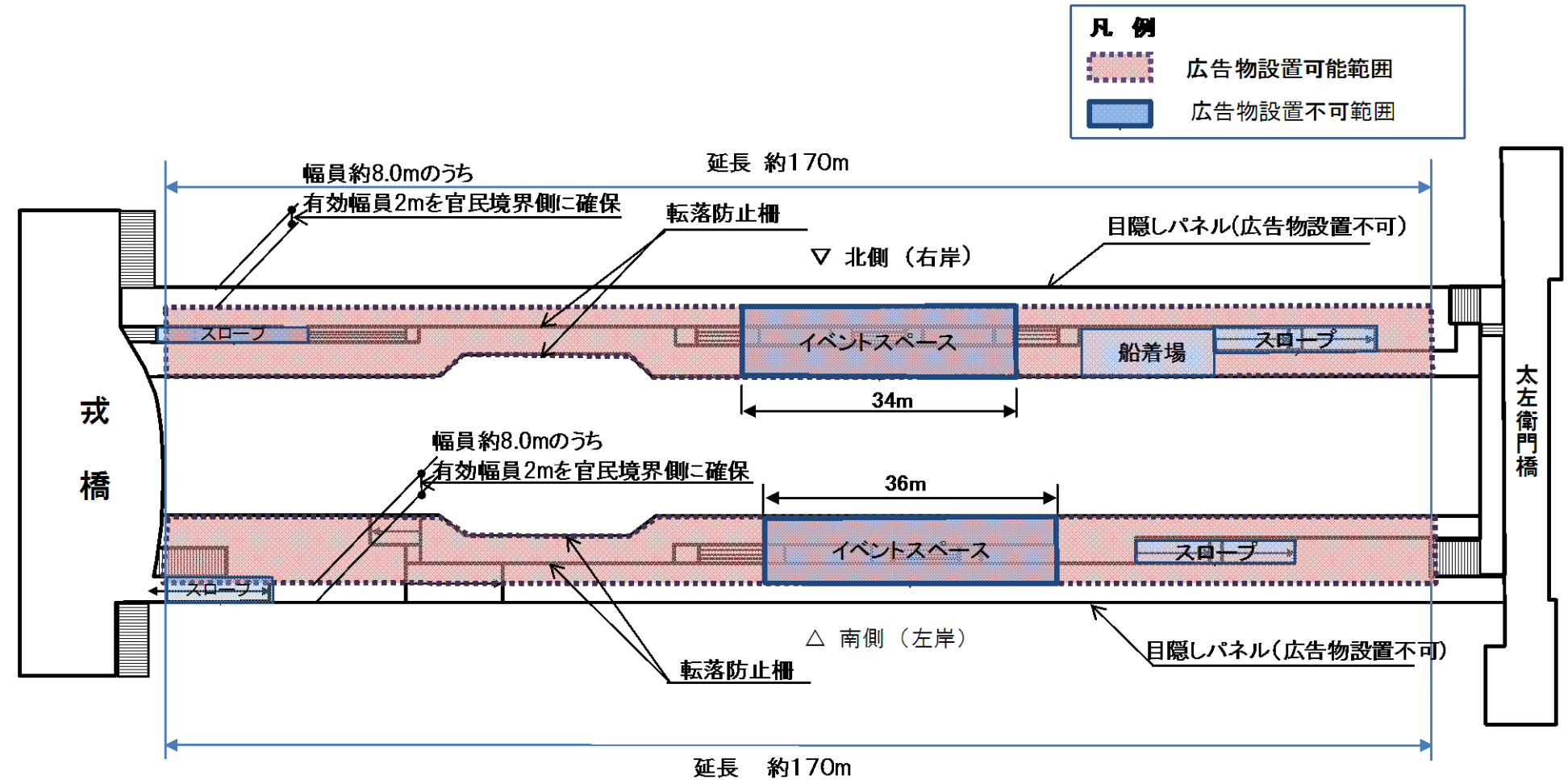
(ただし、土曜、日曜、祝日および12月30日から1月3日は除く)

## 7. 募集から利用までの流れ（例）



道頓堀川遊歩道(戎橋～太左衛門橋間)広告物設置可能範囲

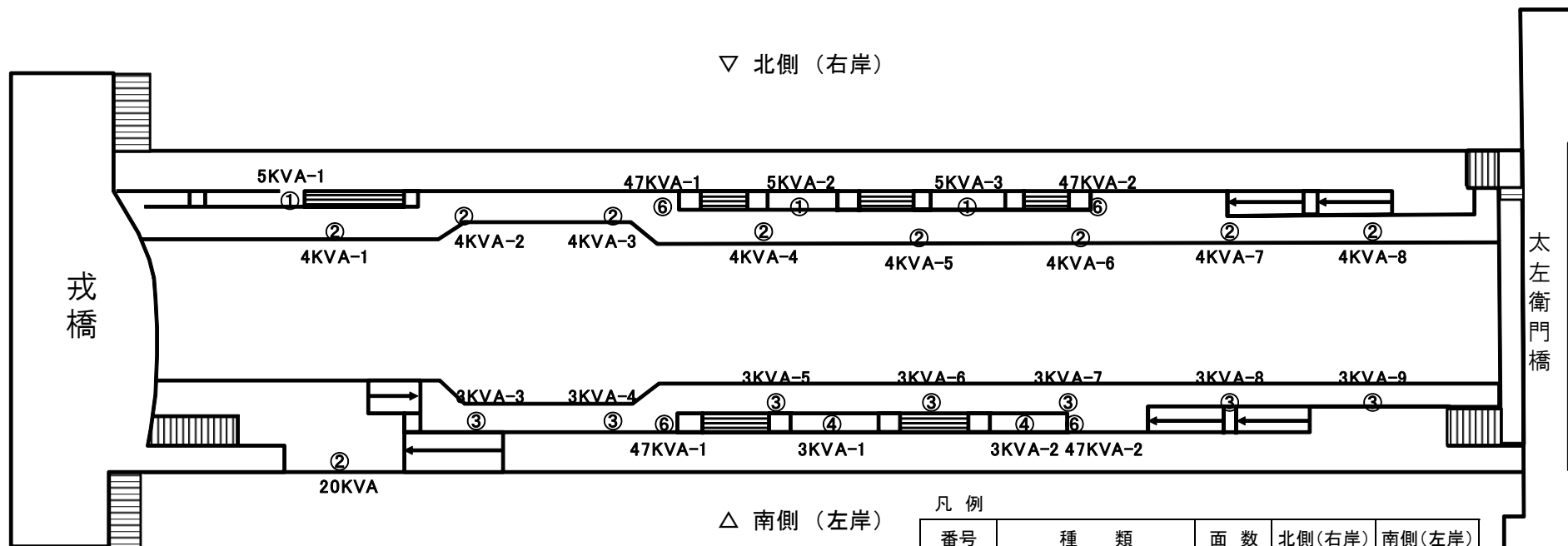
別図-1



- 注1. 広告物の設置にあたっては、水辺空間としての美観・景観に十分配慮すること。
- 注2. イベント予定およびその内容に応じて、広告設置場所に配慮すること。
- 注3. 転落防止柵に横断幕を設置する場合は、募集要項3-2-3(2)の事項に留意すること。
- 注4. 目隠しパネル(H=2m)の高さを超える連続した広告物(工作物)の設置はできません。

道頓堀川遊歩道（戎橋～太左衛門橋間）電源BOX配置図

別図-2



凡例

番号	種類	面数	北側(右岸)	南側(左岸)
①	5KVA電源ボックス	3面	3	—
②	4KVA電源ボックス	8面	8	—
③	3KVA電源ボックス	7面	—	7
④	3KVA電源ボックス	2面	—	2
⑤	20KVA電源ボックス	1面	—	1
⑥	47KVA電源ボックス	4面	2	2
計			13	12

## とんぼりリバーウォークでの広告利用における質問書

南海電気鉄道株式会社 様

質問者名

所在地

事業者名

代表者名 \_\_\_\_\_

連絡先

所属

氏名

電話番号

FAX

「募集要項」に記載されている内容について、別紙のとおり質問します。

.....  
(注: 以下は別紙を作成し質問してください)

<別紙様式>

とんぼりリバーウォークでの広告利用( 月期)における質疑一覧

質問箇所	質問事項
(例) 募集要項 〇〇ページ	

様式 2 号

平成 年 月 日

南海電気鉄道株式会社 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

印

## 広 告 利 用 申 込 書( 月期)

### 1 広告利用概要

利用範囲 利用する範囲を○ で囲んでください	右岸(北側)	広告総表示面積(最大)	右岸	m <sup>2</sup>
	左岸(南側)		左岸	m <sup>2</sup>
利 用 期 間	月 日 ~ 月 日			
広 告 の 内 容	別添企画書参照			
イベント実施の有無	有 ※別途イベント利用申込が必要		無	

### 2 連絡先

担 当 者 所 属	
担 当 者 氏 名	(フリガナ)
所 在 地	〒 -
電 話 ・ F A X	電話 ( )
	FAX ( )
電 子 メール アドレス	@